

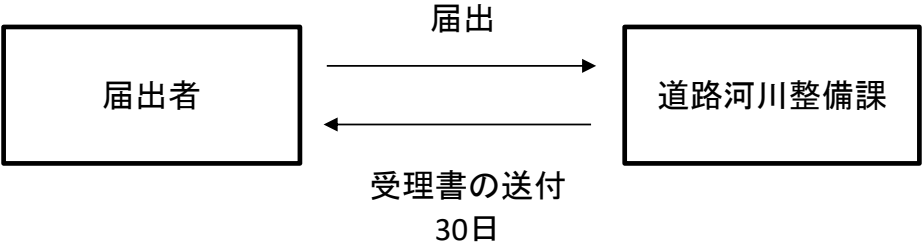
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	土砂採取等の届出	
処 分 の 概 要	土砂採取等の届出を受理する。	
根 拠 法 令 名	松山市自然環境保全条例（昭和51年条例第30号）	
条 項	第22条第1項	
所 管 課	道路河川整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標 準 処 理 期 間		計 30日
判 断 基 準	松山市自然環境保全条例施行規則第32条第1項及び第2項の規定を基準とする。 【根拠法令等】 松山市自然環境保全条例（抄） （届出） 第22条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出て、自然環境の保護及び災害の防止について協議しなければならない。 (1) 土砂採取等により地形に変更を及ぼす行為 (2) 前号に掲げるもののほか、自然環境の保護に影響を及ぼすおそれのある行為 2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。 (1) 非常災害のため、必要な応急措置として行う行為 (2) 国又は地方公共団体が行う行為 (3) 法令により許可又は認可を受けて行う行為若しくは法令により届出をして行う行為 (4) 軽易な行為及びその他の行為で規則で定めるもの 3 非常災害のため、必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から2週間以内に市長にその旨を届出なければならない。 （指導、勧告及び命令） 第23条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、規則で定める基準により必要な措置を講ずべきことを指導及び勧告することができる。 2 市長は、前条の規定に違反する者又は前項に規定する勧告に従わない者に対して、当該行為の中止又は計画の変更を命じ、若しくは相当の期間を定めて原状回復等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、第1項の規定による指導及び勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、あらかじめ審議会の意見をきくものとする。 （原状回復等の代執行） 第24条 市長は、前条の命令を履行しない者があるときは、その者に代つて原状の回復等必要な措置を行い、その費用をその者より徴収することができる。 松山市自然環境保全条例施行規則（抄） （行為の指導基準等） 第32条 条例第23条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 施工区域内及び周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設又は公益施設が、当該工事の目的及び規模に照して、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模又は能力で適当に配置され、若しくは配置されるように措置されていること。 (2) 排水路その他の排水施設が、施工区域及びその周辺地域に溢水、汚水等による被害を生じないような構造及び能力で適当に配置されるよう措置されていること。 (3) がけくずれ又は土砂の流出による被害が生じないよう擁壁その他の土留施設の設置について措置されていること。 (4) 施工区域内の土地が地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれの多い土地、若しくはこれらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置がなされていること。 (5) 工事中の災害防止その他安全確保について、必要な措置がなされていること。 2 前項各号に掲げる基準の適用について必要な技術的細目は、別表によるものとする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。